

中等度難聴児発達支援事業（補聴器購入費の助成）

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在

八王子市では、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度の難聴児に、補聴器購入費の一部を助成することにより、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、健全な発達を支援します。

[対象]

次のいずれにも該当する児童

- 1 市内に居住する 18 歳未満の児童
- 2 聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象となる聴力でない児童
- 3 両耳の聴力レベルが概ね 30 dB 以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する児童
- 4 当該児童の属する世帯に、市町村民税の所得割が 46 万円以上の方がいない児童
- 5 他の制度により補聴器の購入費の助成又は給付等を受けていない児童

[助成内容]

補聴器の購入費と助成基準額（137,000 円）を比較して、少ない方の額の 9 割（生活保護世帯・市町村民税が非課税の世帯は 10 割）を助成します。

※イヤモールドなどの付属品のみ又は補聴器の修理にかかる経費は助成の対象外です。

※デジタル式補聴器の装用に関し言語聴覚士・認定補聴器技能者の調整が必要な場合は、助成基準額に 2,000 円加算します。

※装用効果の高い片耳分への助成を原則とします。ただし、医師の意見により、教育上、生活上特に必要と認められる場合は、両耳分を助成します。

※予算の範囲内での助成になりますので、ご希望に添えない場合があります。

[助成できる補聴器の種類]

補聴器の種類	助成の範囲	耐用年数
高度難聴用ポケット型	補聴器本体（電池を含む。）、イヤモールド	5 年
高度難聴用耳かけ型		
重度難聴用ポケット型		
重度難聴用耳かけ型		
耳あな型（レディメイド）		
耳あな型（オーダーメイド）	補聴器本体（電池を含む。）	
骨導式ポケット型	補聴器本体（電池を含む。）、骨導レシーバー、ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	補聴器本体（電池を含む。）、平面レンズ	

[助成までの流れ] (代理受領による場合)

1 助成申請

次の書類を市役所窓口へ提出してください。この申請を経ずに、先に補聴器を購入した場合は、助成の対象となりません。申請にあたっては、事前にご相談ください。

- (1) 申請書 (市指定の様式)
- (2) 医師の意見書 (市指定の様式)
- (3) 補聴器の見積書

※ 医師の意見書は、次のいずれかの耳鼻咽喉科医師の診断により交付を受けてください。

- ① 身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医
- ② 障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関
- ③ 主治医

※ デジタル式補聴器の装用に関し言語聴覚士・認定補聴器技能者の調整が必要な場合の見積書は、その調整を行う方の氏名・資格等が記載されたものとします。

2 助成決定

市は、申請内容を審査し、適当と認められる場合は助成の決定をします。助成の決定をした場合は、助成決定通知書・支給券等を申請者に送付します。

3 補聴器の購入

市から助成決定通知書が届いた後、補聴器業者から補聴器を購入してください。補聴器が納品されましたら、必要事項を記入・押印した支給券と補聴器の購入費から助成金の額を控除した金額を補聴器業者にお支払いください。この際、必ず領収書の交付を受けてください。

4 助成金の支払

申請者に代わり補聴器業者が市に助成金の請求を行います。市は、請求が適当と認められる場合は助成金を補聴器業者に支払います。

お問合せ・申請先

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市役所福祉部障害者福祉課

援護担当 (補聴器担当)

電話 : 042-620-7366

FAX : 042-623-2444

E-mail アドレス b440600@city.hachioji.tokyo.jp